

## 児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度に係る協定書

児童生徒の問題行動については深刻化、複雑化しており、またいじめによる深刻な被害なども発生している。これらの事態は社会全体で対応すべき課題となっている。

これらの課題に対応するため、茨城県警察本部（以下「県警察本部」という。）と茨城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）とは、児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本制度は、県警察本部と県教育委員会がそれぞれ自らの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、早期に連絡、相談が行える体制を整備することで、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とする。

### （名称）

第2条 本制度の名称は、「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」とする。

### （実施機関）

第3条 本制度において、連絡等を行う機関（以下「実施機関」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）県警察本部
- （2）県警察本部所管の各警察署（以下「警察署」という。）
- （3）県教育委員会
- （4）県教育委員会所管の各県立学校（以下「学校」という。）

### （実施機関の役割）

第4条 実施機関の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）警察署と学校は、第1条の目的を達成するため、互いに必要な情報の連絡を行うとともに、必要に応じて協議を行い、協力して個別事案に係る具体的な対策を講ずるものとする。
- （2）県警察本部と県教育委員会は、警察署と学校の連携が円滑に行えるよう、それぞれ警察署又は学校に対して、指導及び助言を行うものとする。

### （連絡責任者等）

第5条 本制度における担当者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）警察署においては、警察署長を連絡責任者、生活安全部門及び交通部門を所管する課長を連絡担当者とする。

- (2) 学校においては、校長を連絡責任者、副校長又は教頭を連絡担当者とする。
- 2 連絡責任者は、連絡担当者の事務を補助する連絡担当補助者を置くことができる。

(連絡対象事案等)

第6条 本制度により警察署から学校へ連絡する事案は、「少年警察活動規則」(平成14年  
国家公安委員会規則第20号)第2条各号に規定する少年のうち、次の各号に掲げるとお  
りとする。

(1) 犯罪少年

ア 逮捕事案

全事案

イ 任意捜査事案

連絡責任者が、学校における継続的対応の必要性を認める事案

(2) 触法少年

悪質で再犯性が高く、社会的反響が大きく、連絡責任者が、学校における継続的  
対応の必要性を認める事案

(3) ぐ犯少年

連絡責任者が、学校における継続的対応の必要性を認める事案

(4) 不良行為少年

連絡責任者が、学校における継続的対応の必要性を認める事案

(5) 被害少年

連絡責任者が、学校における継続的支援の必要性を認める事案

2 本制度により学校から警察署へ連絡する事案は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 児童生徒の非行、問題行動等の防止及びこれらによる被害の防止のため、連絡責  
任者が警察との連携が必要と認める事案

(2) 児童生徒の安全確保及び犯罪被害の防止のため、連絡責任者が警察との連携が必  
要と認める事案

(3) その他、学校では解決が難しく、連絡責任者が警察との連携が必要と認める事案

(連絡の内容)

第7条 本制度に係る連絡については、前条に該当する事案の概要、児童生徒の氏名など、  
連絡責任者が必要と認める内容に限るものとする。

(連絡の方法)

第8条 本制度に係る連絡は、事実関係を確認の上、口頭により行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 実施機関は、本制度の実施により得た情報については、個人情報保護の観点から秘密の保持を徹底し、本制度の目的以外に利用してはならない。

(配意事項)

第10条 実施機関は、当該事案に関係する児童生徒への対応に当たっては、本制度の目的を踏まえ、児童生徒の人権に配慮するものとする。

2 取り扱う情報については、正確を期するものとする。

(協力関係の構築)

第11条 警察署と学校は、本制度の円滑な運用に資するよう、日頃から情報交換を密に行い、協力関係の構築に努めるものとする。

(協議)

第12条 県警察本部と県教育委員会は、本制度の運用について、必要に応じて協議を行うものとする。

(制度の改正等)

第13条 県警察本部と県教育委員会は、必要があると認めるときは、制度の改正等所要の措置を講ずるものとする。

(適用)

第14条 本制度は、平成25年6月1日から適用する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、県警察本部長及び県教育委員会教育長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月28日

茨城県警察本部長  
荻野 徹

茨城県教育委員会教育長  
小野寺 俊